

山梨県公報

第千九百六十七号

平成二十一年

七月二十七日

月 曜 日

目次

告示

自衛官の平成二十一年度募集……………四一九
 土地収用事業の認定……………四一九
 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………四三二
 建築基準法に基づく道路位置指定……………四三一
 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四三一
 建設業法に基づく監督処分……………四三一
 開発行為に関する工事の完了について……………四三一
 監査委員……………四三一
 外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………四三一

告示

山梨県告示第百三十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の平成二十一年度の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 採用予定数

平成二十二年三・四月採用(男性)陸・海・空自衛官 約二十名

平成二十二年三・四月採用(女性)陸・海・空自衛官 若干名

二 受付期間

平成二十一年八月一日(土)から同年九月十一日(金)まで

三 受付場所

山梨県公報 第千九百六十七号 平成二十一年七月二十七日

名称	所在地及び連絡先
自衛隊山梨地方協力本部	甲府市北新二丁目七番九号 電話〇五五 二五三 一五九一
自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所	甲府市寿町五番三号 飯島ビル 電話〇五五 二二八 六四二七
自衛隊山梨地方協力本部大月地域事務所	大月市御太刀二丁目八番十号 電話〇五五四 二二二 二二九八
自衛隊山梨地方協力本部南アルプス募集センター	南アルプス市桃園六百十一番地二 電話〇五五 二八三 五一五〇

四 応募資格

日本国籍を有し、かつ、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満であること。

五 試験期日

1 平成二十二年三・四月採用(男性)

平成二十一年九月二十二日(火)午前八時三十分から午後五時まで

平成二十一年九月二十九日(火)午前八時三十分から午後五時まで

2 平成二十二年三・四月採用(女性)

平成二十一年九月二十八日(月)午前八時三十分から午後五時まで

六 試験実施場所

自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 電話〇五五五 八四三三三五

山梨県告示第百三十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十一年七月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 起業者の名称

甲斐市

二 事業の種類

(仮称)竜王ふれあい館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 甲斐市篠原字下新田地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

(仮称)竜王ふれあい館建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十二条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

甲斐市(以下「起業者」という。)は、地域における児童の健全育成及び子育て家庭支援の拠点施設整備を計画的に進めており、これまでに市内の十一小学校区のうち、既に十小学校区において拠点施設の整備を終えている。また、本件事業の実施に当たっては、既に山梨県から木造公共施設整備事業費補助金の交付決定を受けており、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、近年の急速な都市化の進展により核家族化や共働き世帯の増加、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童や子育て家庭を取り巻く生活環境が大きく変化していることから、児童の健全育成や子育て家庭支援のための拠点施設整備を進めている。

こうした中、本件事業を計画している竜王小学校区は、現在、拠点施設が整備されていないため、小学校敷地内にプレハブを設置して対応しているが、設備の不備やスペース不足のため、子育て支援に係る各種事業の実施は困難な状況にある。

本件事業が完成すると、地域における児童の健全育成活動や子育て家庭支援の拠点施設となり、これまで実施できなかった各種事業の実施が可能となるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考え

られるが、起業者は、これらの発生を抑えるために低騒音型重機を使用すると共に、必要に応じて防護柵等を設置することとしている。また、本件事業は、植栽を適切に配置することにより、周辺への影響を最小限に抑えるよう計画していることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、竜王小学校周辺にあって、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

起業者が平成十七年三月に策定した甲斐市次世代育成支援行動計画によると、全ての子育て家庭に対する支援を基本方針として、地域における子育て支援サービスの充実、児童の健全育成を基本施策として掲げている。

しかしながら、竜王小学校区においては、拠点施設が整備されていないため、子育て支援のための各種事業が実施できない状況にある。

これらの状況から、早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、施設の利用見込み者数等を考慮し、必要とされる施設面積及び敷地面積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるの

で、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所

甲斐市役所企画課

山梨県告示第二百三十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 河川の名称 富士川水系 滝沢川

二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防

三 河川管理施設の位置 南アルプス市田島字天神河原三百三十八番一地从先から南アルプス市田島字桜井五百五十四番一地从先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 南アルプス市長 今沢忠文

2 住所 南アルプス市小笠原三百七十六番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成二十一年七月二十七日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第二百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 道路の位置

甲斐市宇津谷字柳ノ内四三四番九

二 道路の幅員

五・〇〇メートル

三 道路の延長

一〇七・〇〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあつた年月日 平成二十一年七月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 フードバンク山梨

2 代表者の氏名 米山恵子

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市桃園三百八十五番地六

4 定款に記載された目的

この法人は、市場に出すことができなくても、消費するには十分に安全な規格外食品を企業や農家等から提供してもらい、必要としている福祉施設などに届けるフードバンクシステムを構築するとともに、社会の食品ロスの削減に向けた意識の醸成を図り、食品が無駄なく消費され、だれもが食を分かちあえる心豊かな社会を創ることを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年七月十六日から同年九月十五日まで

● 建設業法に基づく監督処分
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成二十一年七月二十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年七月八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社昭栄
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河東中島千五百六番地一
 - 3 代表者の氏名 酒井敏博
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八九八五号
 - 四 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 営業所の所在地を確知できないため、平成二十一年六月四日付け山梨県公報第千九百五十三号において公告したが、三十日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十一年七月二十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 中巨摩郡昭和町河東中島字磯部一四一七の一〇、一四一七の二一、一四一九の五、一四一九の六及び一四一九の六地先水路の区域
- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡昭和町河東中島千四百十七番地二 宮城尚生

監査委員

山梨県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人古屋俊一郎の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調

つたので、次のとおり告示する。
 平成二十一年七月二十七日

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
吉野達郎	山梨県甲府市德行四十六二十六	平成二十一年七月二十七日 平成二十二年一月三十一日
同	同	戸島義人
同	同	中込孝元
同	同	土屋直由
同	同	棚本邦由